

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、平成17年（2005年）の288,888人をピークに減少し、令和7年（2025年）1月31日現在で、268,003人となっており、このうち生産年齢人口（15歳から64歳）は、156,097人で、全体の58.2%を占める人口構造となっている。

また、県都として、国、県の行政機関が多数立地するほか、企業の本社、支店、営業所が多く開設され、県内の経済活動の拠点となっている。

このような都市機能の集積を背景に、サービス業が多く集積しており、産業分類別では卸売業・小売業が約24%を占め、県内各市と比較しても第3次産業の比率が高い産業構造となっている。

本市の雇用においては、卸売業・小売業が18.8%、次いで製造業が17.5%で、特に製造業においては、本市の良質な雇用の場となっている。

しかし、人口減少とともに域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面し、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

激化する市場競争に打ち勝ち、市内企業が継続的に発展していくための事業競争力の強化に向けた設備の自動化や高機能化など、企業が実施する生産性向上のための取組みに対して、津市が独自の施策として実施する中小企業振興事業に係る生産性向上設備支援を行う企業数を計画期間中30社以上（累計）とし、市内中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

津市では産業の持続的かつ自立的な産業基盤の強化を図るために、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

これにより、津市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、三重県内の中核都市として更に経済発展していくことが期待される。

2 先端設備等の種類

津市は平成18年の市町村合併を経て、域内の産業も、製造業、サービス業、農

林水産業と多岐に渡り、多様な業種の企業が集積し、景気や環境の変化に強い、バランスのとれたしなやかな産業構造が形成され、津市の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現し、産業基盤を強化する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。（労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること。但し、市内に従業員が常駐する自社の社屋・工場等の敷地内以外に設置する太陽光発電設備については、雇用の創出・産業集積に繋がらないため対象外とする。）

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

津市は、伊勢湾から奈良県境までの約711km²の広大な市域を有し、都市機能の集積を背景に、産業は中心市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。

また、中部圏と近畿圏の結節点であり、交通アクセスにも恵まれている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は津市内全域とする。

（2）対象業種・事業

製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が津市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

さらに、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による事業効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

その他、必要に応じ労働生産性年率３％以上の確認をとるために、事業報告書等の提出を求める等、事業遂行の安定に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。